

第84回人口・社会統計部会議事録

1 日 時 平成29年2月22日（火）15:57～17:09

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委 員】

白波瀬 佐和子（部会長）、嶋崎 尚子、永瀬 伸子

【専 門 委 員】

川口 大司（東京大学大学院経済学研究科教授）

勇上 和史（神戸大学大学院経済学研究科准教授）

【審議協力者】

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、
大阪府

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室：長藤室長、長尾調査官ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、佐藤調査官ほか

4 議 題 労働力調査の変更について

5 議事録

○白波瀬部会長 予定の委員の方がそろいましたので、若干、予定よりも早いですが、始めさせていただきたいと思います。

ただ今から第84回人口・社会統計部会を開催いたします。

本日は、2月6日に開催しました前回の第83回部会に引き続き、労働力調査の変更について審議いたします。

最初に、前回の部会を所用により御欠席されました永瀬委員、そして川口専門委員から一言、自己紹介をお願いいたします。

○永瀬委員 お茶の水女子大学の永瀬です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○川口専門委員 東京大学の川口と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○白波瀬部会長 それでは、審議に入る前に、本日の配布資料及び今後の審議スケジュールについて事務局から説明をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、議事次第に記載

の配布資料のリストと合わせて資料の御確認をお願いいたします。

本日の配布資料につきましては、資料1として前回部会で整理、報告等が求められた事項に対する調査実施者の回答、資料2として答申案、さらに、参考1として調査実施者が作成した「各国の未活用労働指標の状況」という資料、参考2として事前に皆様方にお配りし内容を御確認いただいた前回部会の議事概要をお配りしております。

また、参考1関連で、席上配布資料としまして、事務局において総務省統計局がウェブサイト上に掲載しております「労働力調査の解説」から米国のU指標の提言が記載された部分を抜粋したものを御参考までにお配りしております。

ここまで配布資料につきまして不足がありましたら、お申し出ください。

続きまして、本日の部会の進め方としましては、始めに前回部会で宿題となった事項について、本日お配りした資料1に基づきまして、改めて御審議をお願いいたします。

その後、資料2に基づき、答申案について審議をお願いいたします。

事務局からは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。それでは、審議に入らせていただきます。

始めに、本日、お配りしている資料1に基づきまして、前回部会において整理、報告等が求められました事項に対する調査実施者の回答について審議を行いたいと思います。

それでは、資料1について総務省統計局から説明をお願いいたします。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 それでは、資料1です。前回の部会におきまして、平成25年の調査変更の際に統計局からどういったお知らせを出したのかということで、その当時のものをまとめております。

こちらは、担当の方から説明させていただきます。

○小泉総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室補佐 では、資料1の1番に概要を記載しておりますので、御覧いただければと思います。

今、長藤から話がありましたように、平成25年1月に調査事項を変更しまして、平成24年12月までは雇用期間が1年以上、あるいは無期の雇用契約も「常雇の人」というような形で把握しておりました。

この選択肢を平成25年1月から、「無期」と「有期」の二つに分割したところですが、概念上は従前のもの、「常雇の人」の単なる分割にはなりません。平成25年1月の結果については、それまでよりも大きく差が発生するような状況でした。

1番、概要の二つ目の丸を御覧いただければと思います。

季節変動などもあるため、前年同月と比較しておりますが、2013年1月と2012年1月の差につきまして「無期」「有期」を含めた「一般常雇」というようなところ、黄色線になっておりますが、前年同月比較で288万人の増となっております。

一方で、ここの分割とは関係ない項目ですが、「臨時雇」というところが227万人の減となりました。

このような状況を踏まえまして、統計局がとった対応について、2番に基づき、説明いたします。

まず、公表時におきまして、公表冊子にこのような事象が起きていますということで、

利用上の注意を記載しました。少し細かいのですが、別紙1に記載のとおりとなっております。中身については、ここでは割愛させていただきます。

それから、公表冊子を見ないで統計データを使うユーザーもいらっしゃいますので、ホームページ上に表裏1枚のペーパーを掲載しました。それが別紙2になります。

また、時系列比較をするにはどうしたら良いのかと、そういう意見も研究者などコアなユーザーから頂きましたので、研究・分析的な資料にはなりますが、時系列データによる回帰モデルを使って推計したり、調査事項の変更の前後で2か月継続する世帯がいらっしゃいますので、そこを対象に遷移行列というような形で推計したり、後はどういう要因があるだろうかということで、男女・年齢などの多項ロジットモデルに基づく推計なども行いました。推計方法の細かいところは、別紙3に細かく記載していますが、ここでは割愛させていただきます。

このような対応をとりまして、最後の資料1の3番の部分です。今後の取組関係です。

労働力調査につきましては、時系列のニーズが非常に高く、特に従業上の地位に関する項目については、正規・非正規であるとか、そういう部分もありますので、注目度が高いというように考えております。

そのため、数値が大きく変動した場合などには、どうして変わったか、どう変わったかということ、きちんと発信することが重要であると考えております。

そのため、3番の最後に記載していますが、調査票の選択肢を見せるであるとか、結果数値の変更前後の比較を行うなど、より分かりやすく情報提供をしていくように取り組んでいきたいと考えております。

私からの説明は以上となります。

○白波瀬部会長 はい。ありがとうございました。それでは、ただ今の説明を踏まえまして、御意見や御質問のある方は発言をお願いいたします。

前回の部会審議から時間が経っているため、どのような論点への対応かについて、少し記憶にない場合や、御欠席の方もいらっしゃったので補足しますと、選択区分自体は望ましい方向に変わったのですが、それに伴う回答の数値に変動があったため、それに対してどのような対応をしたのかということで、本日、資料を提供していただきました。

この対応については、大変丁寧にしていただいているとは思いますが、やはり一般のユーザーと研究者のユーザーの間では、かなりニーズに違いがあります。その辺りの工夫については、ここでの御回答の中で今後の取組として、「積極的な」という言葉で集約されているのですが、簡単なポンチ絵の作成を含めまして、御検討いただけるということは、前回も御回答があったかと思えます。

そのような経緯ですが、よろしいでしょうか。

○永瀬委員 海外の場合は、無期契約か有期契約かということが賃金等を見る上で重要な基準なのですが、日本の場合には、「パート」であっても無期契約の人がかなりいます。そして無期だから雇用条件が良いとは限らないことがあります。

海外では、「無期」と「有期」に分けて統計をとりますのは「有期」の方が雇用条件が悪いということが通常あるからです。一方、日本の場合は「呼称」が結構重要でして、そ

これは統計を見ると明らかにそうだとということなのですが、そのため、今まで「労働力調査」や「就業構造基本調査」は「呼称」を分類区分としてきたのだらうと思っています。

この変更については、恐らく海外の統計のとり方と合わせた、方向を合わせたものだらうと思うのですが、日本で今まで一番賃金差が大きい部分はどこであったかといえば、有期か無期かに限らないため、そういう部分に関していうと、海外に合わせた、このとり方であって、若干、混乱といいますか、今までの系列とは変化が生じたということだらうと私としては理解いたします。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。そのとおりだと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。川口専門委員はよろしいでしょうか。

では、この件について御了承いただいたものとさせていただきます。

以上で労働力調査の変更につきましては、一通りの審議を終えました。審議に御協力いただきまして、大変ありがとうございました。

それでは、これまでの審議結果の取りまとめとして、資料2に基づきまして、答申案について審議をお願いしたいと思います。

答申案につきましては、前回の部会審議を踏まえて作成しておりますが、「今後の課題」の部分につきましては、保留、ペンディングということで「P」を付した形で全体版を作成し、部会直前ではありましたが、事務局からあらかじめ委員、専門委員の皆様にお送りしたところです。

始めに、答申案の構成につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、本日、お配りしております資料2の答申案を御覧ください。

答申案の構成ですが、1ページに「1 本調査計画の変更」という項目を設け、「(1) 承認の適否」として結論を記載した後、1ページから5ページにかけて「(2) 理由等」として個別の変更内容に係る部会としての判断を示しております。

続きまして、5ページから7ページにかけて、「2 統計委員会諮問第39号の答申における「今後の課題」への対応状況」という項目を設け、前回答申で示されました「今後の課題」への調査実施者の対応状況及びその対応状況に係る部会としての判断を記載しております。

そして、7ページで「3 今後の課題」の項目を立てて、「P」（保留）という形にしておりますが、前回部会での審議結果を踏まえ、事務局が部会長と御相談の上、便宜的に案文を作成しております。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。それでは、答申案の審議に入ります。

始めに、1ページの「1 本調査計画の変更」の「(1) 承認の適否」の部分です。今回、申請された計画に関わる変更事項ごとの部会の判断につきましては、この後、「(2) 理由等」において順次お示ししてまいります。申請全体としては、承認して差し支えないとの判断をしております。

「(2) 理由等」では、統計審査官室が作成しました審査メモに基づきまして、本部会で

審議した事項について、調査計画上の変更内容と当該変更内容に対する部会としての適否の判断及び判断理由について記載しております。

なお、今回の審議を通じて、変更計画の一部について修正を求めるような意見は特になかったかと思っておりますので、本答申案では、計画の修正に関する記載自体はありません。

それでは、答申案1ページの「ア 報告を求める事項の変更」のうち、「(ア)「最近の求職活動の時期」及び「就業の可能性」の移設・追加等」について事務局から説明をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 答申案の記載内容の説明につきましても、なるべく簡潔にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、1ページの「(ア)「最近の求職活動の時期」及び「就業の可能性」の移設・追加等」につきましても、2ページの図1のとおり、特定調査票の「最近の求職活動の時期」及び「就業の可能性」を把握する調査事項を基礎調査票に移設・追加するとともに、これに伴い、基礎調査票の「探している仕事の位置付け」及び「求職の理由」を把握する調査事項を、これらの調査事項の後に配置するよう変更するものです。

これらのうち、前者部分については、基礎調査票において直近1か月以内に求職活動を行い、かつ、直ちに就業可能なものを把握することにより、ILO 決議に準拠した新たな定義の失業者を的確に捉えるための変更であり、国際比較可能性の向上に資するものであること、また、後者部分については、基礎調査票において、特定の選択肢を回答した者が一連の流れで回答できる形にすることにより、回答漏れを防ぐとともに、必要な情報を得るための変更であることから、適当と整理しております。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。以上につきましてこのような整理でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、この件については御了承いただいたものとします。

それでは、答申案2ページの「(イ)「就業時間の増加及び仕事の追加の可否」の追加」について事務局から説明をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 2ページの「(イ)「就業時間の増加及び仕事の追加の可否」の追加」につきましても、3ページの図2のとおり、特定調査票において「就業時間の増加及び仕事の追加の可否」を把握する調査事項を追加するものです。

これにつきましては、現行の調査事項では追加的な仕事への就業の可否を捉えることができないための変更であり、これにより未活用労働に係る新たな指標を作成する上で必要な情報を的確に把握することが可能となり、国際比較可能性の向上に資するものであることから、適当と整理しております。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。では、これにつきましてこのような整理でよろしいでしょうか。

○一坂大阪府総務部統計課長 この（イ）の項目については、前回の審査メモでは、このレイアウトから誤認するおそれがないかということが指摘されていて、それに対する答えは、回答が不詳の割合に大きな差がなかったという御説明をさせていただいたと思います。そこで私もこういうことは余り詳しくないのですが、これまでと同じような質問項目が出てきたときに、同じようなアウトプットが出てくることは当然というか、普通に分かるのですが、既に質問項目とか、レイアウト、あるいはインターフェースの中に質問の趣旨と異なるような回答を促すような傾向が、もしも組み込まれてしまっているのであれば、このような今回の回答で、そういうものが発見できるのかどうかということが疑問です。

例えば、事前にサンプルとなる被験者を集めて、説明を行わずに回答した結果、実際の質問の趣旨と合っているかどうかということ、照らすような実験的な検査をするのであるとか、あるいは実際に調査をした後でフォローアップをして、実際に我々が求めている回答と実際に答えた方の思いが一致しているかといった調査みたいなものをされているかどうか、少し確認したいと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。調査実施者の方、いかがでしょうか。

○小泉総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室補佐 まず、御指摘いただいた点、前回の部会の中で、A 1 という、35 時間以上か、そうでないかという方々に対しての不詳の話でして、ここの問題ではないのかなと考えています。

その上で、この項目をしっかりと検証したのかどうかという御質問ですが、試験的な調査を実施する中で、この調査事項を入れまして不詳の状況がどうであるとか、そういう検証はしていました。ただ、試験調査をした後に、その世帯の方をもう一度訪問して本当にそうでしたかなど、そういう確認まではとっていないということは現実です。

もう一つ申し上げますと、この A 6 の調査事項というものですが、ほかの項目と少し類似している、例えば A 1 の 35 時間以上であるかどうかですとか、A 2 の仕事時間についての希望とか、その辺と混在してしまう可能性があるというような懸念はありましたので、調査事項としては離れた形にして、A 6 に配置させていただいております。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

これは、なかなか悩ましい問題でして、完全な回答があって、次回からそういうぶれがないようにというわけにはなかなかまいりません。大変重要な御指摘であり、調査結果を一つの時系列で表示することも国民から求められているということもあるのですが、その辺りの検証は調査の実施と同時進行で、一緒に走りながら行っていくということで、次につなげていただければと思います。

大変貴重な御指摘だったと思います。

ほかはいかがでしょう。何かありますか。

○永瀬委員 前回休んでいたものですから、余りよく理解しきれていないのかもしれませんが、このアンダー・ユーティライゼーションを算出するための変更ということですね。

労働時間について、本当はもっと働きたいのに短時間しか働いていないという人のことを、通常、そういう形で海外では定義していると思うのですが、そうすると、特定調査票

の中の仕事を今より増やしたいという希望を把握するA2だけではなくて、それが希望だけではなくて実際に増やせるかというA6と合わせて出すという、そういうお考えということですか。分かりました。

○白波瀬部会長 よろしいですか。

では、この件については、御了承いただいたものとさせていただきたいと思います。

それでは、答申案3ページの「(ウ)「最近の求職活動の時期」の削除」から4ページの「(オ)「就業の可能性」の回答者に係る説明文の追加」までについて事務局から説明をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、始めに3ページの「(ウ)「最近の求職活動の時期」の削除」につきましては、図3のとおり、特定調査票における「最近の求職活動の時期」を把握する調査事項を削除するものです。

これにつきましては、先ほどの(ア)のところで、「最近の求職活動の時期」の調査事項を特定調査票から基礎調査票へ移設することとの関係で、現状のままでは似通った調査事項に重ねて回答を求めることとなるため、回答に当たって紛れが生じることや把握内容が重複することから削除するものであり、報告者の負担軽減を図るとともに、正確な報告に資するものであることから、適当と整理しております。

続きまして、同じ3ページの「(エ)「求職活動の方法」に係る選択肢の追加」につきましては、4ページの図4のとおり、特定調査票の「求職活動の方法」を把握する調査事項について、求職活動期間の把握対象を直近1か月に変更するとともに、選択肢として新たに「求職の申し込みや応募などの結果を問い合わせた」及び「求職活動の結果を待っていた」を追加するものです。

このうち、求職活動期間の把握対象の変更につきましては、ILO決議における新たな失業者の定義では、求職活動期間を「4週間又は1か月」とされていることに準拠するものであり、国際比較可能性の向上に資するものであること、また、選択肢の追加につきましては、先ほどの(ウ)のところで、現行の特定調査票における「最近の求職活動の時期」を削除ことに伴い、従来、推計していた過去に行った求職活動の結果を待っていた者に係る情報の把握ができなくなるため、その代替として選択肢を追加するものであり、統計の継続性の確保を図るものであることから、適当と整理しております。

最後に、4ページの「(オ)「就業の可能性」の回答者に係る説明文の追加」につきましては、5ページの図5のとおり、特定調査票の「就業の可能性」を把握する調査事項について、先ほどの(ア)のところで、2ページの図1の⑬欄の「最近の求職活動の時期」において、「この1か月にはしなかったがこの1年間にした」又は「この1年間には全くしなかった」と回答した者のみ記入する旨の説明文を追加するものです。

これにつきましては、報告者の負担軽減を図るとともに、正確な報告に資するものであることから、適当と整理しております。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、これらにつきまして、このような整理でよろしいでしょうか。

○嶋崎委員 表記のところで申し訳ありません。3 ページの下から 6 行目は、「把握対象とする求職活動期間の把握対象」と「把握対象」が 2 回出てきます。冒頭の「把握対象とする」は要らないのではないですか。

○白波瀬部会長 では、そこを削除してよろしいでしょうか。

○嶋崎委員 削除していただいて結構です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。ほかにはよろしいですか。

今、少し指摘がありました。嶋崎委員の方から「把握対象とする」との 3 ページのところの文章の改善提案がありましたので、それに対応して「①」のところの始めの部分についても同じような形で、文章を改めさせていただきたいと思います。

つまり、「求職活動期間の把握対象を直近 1 か月に変更することについては」という形で修正した方が明確ではないかということです。

ほかはよろしいでしょうか。この辺り、国際比較ということが今回の最も上位にある要請でして、それと過去にあった質問項目との再検討も含めまして、こういうような形で議論をまとめさせていただいた次第です。

では、これらについて御了承いただいたものとさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、答申案 5 ページの「イ 集計事項の変更」について事務局から説明をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、5 ページの「イ 集計事項の変更」につきましても、基礎調査票及び特定調査票における調査事項の追加・変更等に伴い、関連する集計事項を変更するものです。

これにつきましては、ILO 決議において集計することとされている未活用労働に係る新たな指標の導入等に伴い、集計事項の充実を図るための変更であり、国際比較可能性の向上に資するものであることから、適当と整理しております。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございました。

では、これにつきましては、このような整理でよろしいでしょうか。

では、この件についても御了承いただいたものとさせていただきます。

それでは、答申案 5 ページの「2 統計委員会諮問第 39 号の答申における「今後の課題」への対応状況」について事務局から説明をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、5 ページの前回答申における「今後の課題」への対応状況についてです。

本調査については、前回答申において基礎調査票の「従業上の地位」を把握する調査事項の選択肢のうち、「常雇」に該当する者の中には、自身の雇用の契約期間が有期なのか無期なのかを必ずしも十分に承知していない者がいるおそれがあることから、その選択肢として「わからない」を追加する必要性について検討することが指摘されたところでした。

これを受けた調査実施者の対応状況の詳細につきましては、8 ページの別紙で整理しておりますが、本課題の対応について検討した結果、本調査において雇用契約期間を把握す

る調査事項を設け、その中で「わからない」の選択肢を設けることが有用との結論に至りました。

このことを踏まえ、6ページの図6のとおり、基礎調査票の「従業上の地位」を把握する調査事項において、「雇われている人」を「常雇」「臨時雇」「日雇」の別を選択した上で、勤め先における呼称を選択する現行の方式から、勤め先における呼称を選択した上で、雇用契約期間を選択する新たな方式に変更し、その選択肢の中に「わからない」を設けることとしております。

これにつきましては、本課題に即した対応を行うものであり、また、雇用契約期間に係る的確な実態を把握し、就業構造基本調査結果との比較が可能となるなど、労働者の就業等に係る分析に資する、より有用なデータを得る変更であることから、適当と整理しております。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、これにつきましては、以上のような整理でよろしいでしょうか。御意見がありましたら、お願いいたします。

○川口専門委員 この御提案に対しての意見というわけではなくて、このとおりでよろしいと思うのですが、前回の変更で「常雇」の部分を二つに分けたところ、「臨時雇」と「常雇」の割合が変わったというようなケースを考えると、今回、非常に雇用契約期間が短く、細かく分かれるようになるという変更は、選択の仕方に大きな影響を与えると思うので、前回の分析と同じように、推移がどのようになったのかという分析を、是非、行っていただきたいと思いました。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。以上の点につきまして調査実施者の方からお願いいたします。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 先ほどの資料1でも説明したところですが、今回、こういった変更につきましては、前月、今月と同一世帯を調査するところもありますので、同じようなことができると思っておりますし、また、それを分かりやすく提供したいと考えております。

○川口専門委員 先ほどの分析ですと、変更前後の1か月間の推移と、変更がないときの推移を比較する形でお示しいただけると更に良いかと思いました。細かいコメントですが。

○白波瀬部会長 よろしくお願いいたします。

ほかに何かありますか。

○永瀬委員 少し一言。図7ですが、図7で「常雇の人（有期の契約）」とは、雇用契約期間が1年超の人を言いますと記載されていますが、例えば「賃金構造基本統計調査」の「常用労働者」の定義などとは、かなり違う定義ですが、これはいつからこういう定義だったのでしょか。

○白波瀬部会長 調査実施者の方からお願いいたします。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 こちらの労働力調査の「常雇」につきましては、最初から「臨時雇」「日雇」「常雇」という三つに区分していま

して、「日雇」が1か月未満、「臨時雇」が1か月以上1年以下ということで、1年を超えるもの又は雇用契約の定めがないものは「常雇」ということで、最初からこの形で調査しております。

○永瀬委員 そうすると、昔から労働力調査では、「常雇」「臨時雇」「日雇」と分かれておりましたが、そのころから「常雇」については1年超という定義だったということですね。

それでは、そういう意味では、「賃金構造基本統計調査」も代表的な日本の統計ですが、確か定義はもっと違うものだったように記憶しておりますので、両調査間で定義の差があるということでしょうか。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 そうです。

○白波瀬部会長 横断的な観点から、違った調査間の関係について確認するという視点はありまして、各調査を細切れに議論できるわけでもないということは、承知しています。この審議においてはこういう形で進めさせていただきますが、今、永瀬委員がおっしゃったように、今後の課題のところでも従業上の地位に関して少し触れさせていただく予定です。

○澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 ただ今の事業所系といいますか、企業、事業所を対象にする調査と世帯を対象とする調査の差異につきましては、今回の変更によって、「1か月以上3か月以下」といったように細かく区分されますので、ここで確かに「常雇」と「常用労働者」では違いがありますし、確か賃金構造基本統計調査は1か月超だったと思うのですが、その部分と整合は、細かく区分ごとに見れば事業所系の調査も、この世帯系の調査も、整合するよという話になっておりますし、集計に当たっては、「常雇」とかいう特定の言葉ではなくて区分内容で出していくことによって、事業所系の調査とそこは一致しますよとかいうものも示していくような措置を、政府全体として講じていきたいと思いますという話になっているかと思えます。

調査実施者の方から何か補足することがあれば、お願いします。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 特に補足することはないのですが、雇用契約期間は、今回、細かく把握することができますし、定めがある、ないというところも、雇用契約期間が分からないという人も把握できますので、そういう意味では、今までよりは、賃金構造基本統計調査等のほかの調査との比較は行いやすくなるのではないかと考えております。

○澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 ちなみに、事業所系調査でも、なるべく「有期」「無期」は最低限とっていきこうと。ものによって、更に詳細に労働時間や、有期の契約期間など、可能なものはとっていきこうというような定義にしているところですので、今回の「無期」「有期」というものと、かなり整合してくるかと思っています。

○白波瀬部会長 これについてはなかなか難しく、永瀬委員の方から事業所統計というのが出てきましたので、今のような回答になったのですが、労働力調査に戻りますと、今、川口専門委員からも御発言がありましたように、労働力調査の中での選択肢の区分の違いについて、まず最優先で詳しい検証をしていただく必要があると思います。

世帯調査の中での従業上の地位の整合性自体、まだ完全には図られていませんので、そ

ういう意味では事業所統計との間の整合性については、この部会の審議事項を大きく超える議論です。それらの問題点については、既に皆様それぞれ自覚はしているのですが、それについては、この辺りまでにしておきましょう。

○永瀬委員 一言よろしいですか。私は、このように詳しく分けることは良いことだと思っています。というのは、今、働き方が大きく変わってきていますし、それから、もしかしたら常用的に働く有期の人が増えていくなど、いろいろな大きな変化がある中で、こういう形でとろうとすることは、もちろん、良いことなのではないかと基本的には思っております。

ただ、「常雇」といったときに、何を意味するのかと思うかもしれないと思ったということで、これが悪い変更だと思っているということではありません。

それから、「労働力調査」は、特定調査票を見れば勤続期間も分かりますので、実は雇用契約期間に応じて勤続がどのくらい短いのか短くないのかなど、そこも今回の変更で分かってきます。このため、今日の働き方を捉える上では、非常に良い方向への変更なのではないかなと理解しておりますので、そのような集計もされると良いと思います。

つまり、勤続年数が長いのに短期間の契約の繰り返しとなっているものも、雇用形態の中にあると思いますので、どのような実態になっているのかが分かるようになります。

それから、一定年度経ったら、本当は無期雇用を採用されるべきである人がそうなっているかどうか、そういうことも分かる、貴重な結果を毎月とれる調査ですので、その辺がしっかりと集計されていくことを望みたいと思います。

○白波瀬部会長 貴重な御意見をありがとうございます。

では、ほかにありますでしょうか。

では、これにつきましては、以上のような整理で進めさせていただきたいと思います。

今の貴重な御意見につきましては、もちろん議事録でも残りますが、調査実施者の方も心して対応をお願いいたします。

それでは、最後に答申案7ページの「3 今後の課題」についてです。

これについては、「P」（保留）としておりますが、前回部会での審議を踏まえ、「従業上の地位」に係る選択肢の変更に伴う調査結果の差異に関する説明や、いわゆる未活用労働に関する各指標の公表に当たっての情報提供の必要性について記載しております。

事務局から読み上げをお願いいたします。

○森岡総務省政策統括官（統計基準担当）付主査 読み上げさせていただきます。「3 今後の課題」「（1）「従業上の地位」に係る選択肢の変更に伴って生じる調査結果の差異に関する説明の実施」。今回の「従業上の地位」に係る選択肢の変更（「常雇の人」「臨時雇の人」等の区分から具体的雇用契約期間ごとの区分に変更）に伴い、当該変更前後の調査結果に差異が生じることが想定される。

このため、総務省は、統計利用者の利便性等を図る観点から、調査結果の時系列比較に当たり留意すべき変更前後の差異について、ウェブサイト等において丁寧かつ分かりやすく説明することが必要である。

「（2）未活用労働に関する各指標に関する情報提供の実施」。ILO 決議に準拠した未活

用労働に関する各指標については、我が国における未活用労働の実態を示し、国際比較可能性の向上とともに、雇用政策等の検討や学術研究などにも資する有用なデータを提供するものである。このため、その利活用に当たっては、各指標を作成する趣旨や、これらの指標に係る諸外国における状況について、統計利用者に正確に理解されることが重要である。

このようなことから、総務省は、統計利用者の利便性等を図る観点から、未活用労働に関する各指標の公表に当たって、国際比較の観点に十分留意しつつ、諸外国の状況と比較・分析した資料を作成の上、ウェブサイト等において情報提供を行うことが必要である。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。今、お読みいただきました今後の課題のうち、「(2) 未活用労働に関する各指標に関する情報提供の実施」の関係で、あらかじめ私の方から調査実施者に対しまして、今回の変更に伴って導入し、提供する未活用労働者に関する新たな指標と、米国など諸外国の関連する指標との対応関係についての整理をお願いしております。

それでは、参考1について総務省統計局から説明をお願いいたします。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 それでは、参考1の各国の未活用労働指標の状況につきまして説明させていただきます。

ILO 決議が左の方に記載しておりまして、LU1 から LU4 までの四つあります。

我が国の対応状況ですが、LU1 から LU4 までの全部に対応するという事です。未活用労働指標1 から未活用労働指標4 までというようになっております。

それから、ほかの国ですが、ここでは韓国、米国、EU を取り上げております。

韓国は、LU1 は「失業率」です。LU2 から LU4 までにかけては「雇傭補助指標1」「雇傭補助指標2」「雇傭補助指標3」という形で公表しております。

米国は、U 指標を作っておりまして、U1 から U6 までの六つの指標を作っております。若干、ILO 決議との対応関係が少し難しいのですが、失業率については、六つの指標のうち U3 が対応するという事になっております。

それから、LU2 に対応するものはありません。

LU3 に対応するものは U5、「縁辺労働者」を含む指標ということになっております。「縁辺労働者」というものが、「潜在労働力人口」と若干違っておりまして、注2のところに記載しておりますが、米国の指標 U5 及び U6 の構成要素である「縁辺労働者」には、「仕事を探しているがすぐに就くことができない者」を含んでいない。ですので、「縁辺労働者」は、仕事を希望していて、仕事に就くことができるのだが、今は仕事を探していないという者がここに含まれているということになります。その理由については問わないということです。仕事を探していない者です。

更に言いますと、席上配布資料として配布しておりますが、「縁辺労働者」は、過去12か月に仕事を探したことがある人ということで限定がかっております。

それから U6、こちらは「縁辺労働者」と「経済的な理由による短時間労働者」を含む指標ということになっておりまして、ここでは、1時間から34時間以下の労働者で、経済

的な理由によって短時間就業を余儀なくされている人を含んだ指標がU6ということになっております。

ちなみに、米国のU1は失業期間が15週以上の失業者を対象としておりまして、U2が失業者の中でも自発的な離職でない者、非自発の方です。ジョブ・ルーザーと言われる人たちと一時的な雇用契約を満了して離職した人を含んだものです。こういったようなものを米国では公表しているということです。

それから、EUですが、EUはLU1からLU4に対応しておりまして、そこに記載していますようにLU1が「失業率」、LU2が「不完全雇用パートタイム労働者を加えた率」、LU3が「追加的な潜在労働力人口を加えた率」、LU4が「不完全雇用パートタイム労働者と追加的な潜在労働力人口を加えた率」ということで、ILO決議に対応しております。

したがいまして、米国がILO決議とは少し違う形になっておりますが、米国の場合、これはかなり古くからU指標を作っておりますので、現在の形になったのは1994年以降、この形になっておりまして、ILO決議よりも大分先行して作っていたということもあります。米国のこの形で未活用労働指標を出している。名称は同じくアンダーユーティリゼーションということで、未活用労働指標という言葉を使っております。

参考1の説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。ただ今の説明も踏まえまして、今後の課題全体につきまして御意見や御質問のある方は、発言をお願いいたします。

参考1につきましては、若干、この答申案そのものというわけではないので、本当に参考資料ということです。

今回の調査計画の変更は、国際比較可能性を最優先に掲げて企画されたということもありますので、そういう意味でただ単にILO決議に合わせましたと言っても、結果としてどれぐらい諸外国と比較できるようになるのかという疑問も残りますので、参考資料として作成していただいたということになります。

ですから、前もって申し上げますと、この国との比較が難しいのでそれはどのように対応するのかという形での議論については、少し御勘弁いただきたいと感じる次第です。

以上、いかがでしょうか。

○嶋崎委員 今日の参考1の資料は、分かりやすく整理していただけていると思います。ただし、一つ危惧されるのは、LU1に準拠するものについて、日本の欄には、「新たな失業率」と表記されていますが、「新たな」という部分が、「新たに失業した」という読みが入ってしまうと紛らわしいので、以前のこの場で使われていた「新定義の失業率」を利用していただいた方が、今後誤解が生じなくて良いのではないかと思います。

○永瀬委員 その意味で、私も少し日本語として分かりにくいのが、「経済的理由による短時間労働者」というものです。日本語では少し分かりにくいと思います。

○白波瀬部会長 どこですか。

○永瀬委員 米国の定義の最後なのですが、日本語で言うと「経済的な理由」というものが、少し分かりにくいのではないか。「非自発的」という言葉ならば、自分が望まないが短時間と分かるのですが、「経済的」というと、経済的理由で働く、という言葉が思いついた

め、経済的理由で短時間とは、あえていえば保育園の保育料が高いから短時間なのかなど、日本語の場合はすぐさまは分かりません。事業主の都合によるという意味なのか、どういう意味なのか少し教えていただけますか。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 エコノミック・リーゼンズということで米国では言っていますので、「経済的な理由」ということで訳しています。

これについては、米国の説明ですと、フルタイムの仕事を探しているが、それがないとか、勤務時間がフルタイムから削減されているといったようなインボランタリーなパートタイマーということで説明されておりますので、基本的には、自分をもっと働きたいと思っているのだが、自分の都合ではない理由によって短い時間で働いている。それで「経済的な理由」と言っているのだと思っております。

○永瀬委員 私もそうかと思ったのですが、「経済的に」というと、日本語では少し分かりにくいかもしれないと思います。

○白波瀬部会長 その訳は、そのまま直訳したものということなのだと思うのですが、「縁辺労働者」というのも、原語はマージナリー・アタッチド・ワーカーズになっているのですね。私は、この日本語訳でしたら、いわゆる日本語的な研究領域だと、ペリフェラル・ワーカーズでコワーかなとか。でも、そうではなくて、これはマージナリー・アタッチド・ワーカーズになっています。この辺りは川口専門委員の御専門なのですが。その辺りは、完全にここでの確な訳を検討するというのもなかなか難しいので、本当は下に原語を付けた方がかえって良いように思います。日本語だと日本語の中だけで何か意味が広がったり、狭くなったり、誤解したりしますので。一応、この時点ではこう訳しているという意味で、脚注に原語を付けた方が良いのではないのでしょうか。

そう考えると、米国における定義を、ここのILO決議にリンクさせること自体、そもそも無理があるとも感じます。でも、それは私どもが判断するような立場にはないのですが。一応、こういう形で対応するのではないかということの参考資料ですので、そこは本当に、LU3といったときに、LU3というのが潜在労働力人口を加えた率ということで、そうなのですよね。だから、それぞれなかなか難しいところではあるのですが、一応、オーバー・ビューというか、大体、こういう形で連動するのではないですかということだと思います。

よろしいですかね。

○勇上専門委員 今、嶋崎委員から、「新たな定義の失業率」については、この資料の段階でもその名前に統一した方が良いのではないかという御意見がありました。そういう意味で、まだ公表はすぐではなく、確か前回の資料だと平成30年5月から公表されるということで、もう少し先なのですが、前回の部会の最後に議論がありました。二つの「失業率」が出てくるということで、厳密に分けて理解されるような名称をこれから考えられてはどうかと思います。

例えば、これは飽くまでもデータですが、OECDではアンエンプロイメントとハーモナイズド・アンエンプロイメントというように分けて表記しており、それは国際比較用の調整された失業率という形で分けています。今は「新たな定義の失業率」と、あるいは「未活用労働指標1」という形で公式に流通させるのか、少し分からないのですが、前回の部会も

含めて、その辺りが今後の課題なのかなという感想を持ちました。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。この点についても、今、勇上専門委員からの再確認の意味を含めまして御指摘があったように、「失業率」という言葉に関連して極めて似通った数値が二つ出ることになります。複数の数値として出ることに対する是非については、若干、問題があるのではないかということが、本部会での全体的な流れだったと思います。

時系列比較の観点からは、問題がある数値を踏襲性ということで、ずっと使い続けることについても問題がありますので、その辺りはなかなか難しいところではあると思うのですが、その決定をここで行うということは適当ではないと思います。

ただし、今、勇上専門委員もおっしゃったように、一応、現段階では混乱をしないような形で調査結果を出していただくということです。今回のILO決議に合わせた指標の作成については、かなり有益なことです。この点についても日本語訳が難しいですね。ハーモナイズといってもいろいろなハーモナイズの仕方があって、国際比較の観点から、その辺りは、研究会等でしっかり吟味していただけると、私どもとしても大変有り難いと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○川口専門委員 未活用労働指標を米国に合わせる必要は全くないと思うのですが、「長期失業率」については非常に重要な指標だと思います。これについては、今の労働力調査や、ほかの労働関係の調査を使って計算することはできるのでしょうか。

○小泉総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室補佐 特定調査票の項目に求職期間という項目がありますので、そこで15週という形にはできないのですが、1から3か月ですとか、6か月以上ですとか、そういう形で把握はしておりますので、そのように期間別に失業者を分解することはできます。

○川口専門委員 特定調査票のどこを見ればよろしいでしょうか。

○小泉総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室補佐 B2です。

○川口専門委員 ありがとうございます。

○白波瀬部会長 これまでも研究会のレベルで、確か米国の失業率の定義に限りなく近づけるとどうかというものはあったと思うのですが、より積極的にそういう数値も出していただくと有り難いです。

○永瀬委員 これは、前から思っていたことで、長期失業と関連するので一言申し上げます。特定調査票は、2年目の2か月目、つまり4回目の訪問で実施する少し長い調査です。このときに失業していた人だけを対象に、回顧として何か月失業していたかを聞く聞き方がされていると記憶しています。ですが調査としてより望ましいのは、最初の月に失業しているかどうかを聞いて、2年目の2か月目の間までに仕事に就いたか、それとも失業が続いているかを見る方が調査としてベターである。起点が分かって、その後がどうなるか分かるからです。2年2か月目に失業している人に限定して、振り返ってどれだけですかと聞くことでは、2年間に短い期間失業していた人は入りませんし、また今、失業している人がこの先どのくらい失業期間があるかがよく分からないため、実際にはどのくらいの

失業期間になるか分からないわけです。

調査実施者の立場からすると、特定調査票を1か月目に調査する方が調査しにくいということはあるのかもしれませんが、調査結果を利用する側としては、最初に特定調査票で調査していただいた方が調査としては有り難いです。このことを一言どこかで申し上げられたらと思っていましたので、申し上げさせていただきます。

そう簡単なことではないと思いますので、一言申し上げるだけに止めさせていただきます。

○白波瀬部会長 大変ありがとうございます。研究者としては全く同意するわけですが、どうぞ、調査実施者からお願いします。

○小泉総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室補佐 労働力調査への期待がかなり高いのだろうなということで、本当は毎月でも特定調査票による調査ができれば良いのになどという意見も、恐らくあるのかというようには伺っております。

論点が二つあります。一つは1か月目に何とかできないかということで、これはおっしゃるとおりかなり難しい問題です。

もう一つは、もう少しパネル化ができないかという点もあろうかと思います。これは前月と当月、2か月分につきましては、まずパネル化ができるような状態になっていますが、1年経つとどうしても報告者が転出したり、転入したりと、これは従前の対応などもいろいろ検討しまして、なかなかくっつかないものが出てくるということです。

そうは言っても、二次利用や、研究レベルでそういうパネル化をしているというような事例はありますので、そういったものは我々も調べていって、どのようなパネル化がされているかなど、そういう研究分析事例などは、今、二次利用はなるべくオープンに、一覧性を持つ形にしましょうという話があるので、そういうものは少し調べて、それも載せられるようにしたいと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。調査実施者の方々もできるだけ我々研究者を上手く使っていただいて、より良い調査になれば良いかと思います。ありがとうございます。

何かありますでしょうか。

○一坂大阪府総務部統計課長 これは意見ではなく、お願いになってしまうのですが、一言発言させていただきます。

今回の論点に直接関わるものではなくて恐縮なのですが、我々地方自治体が、地方統計機構として実際に現場で、この調査の実地調査を担っておりますので、一方では回収率のことが気になってまいります。

大阪府の場合は、恐らく回収率はそれほど良い成果を収めていないので余り偉そうなことは言えないのですが、例えば調査票が複雑、あるいは精緻なものになると大きな傾向としては、恐らく回収率がどちらかというところ下がってしまう傾向にあるのではないかと思います。今回の変更によってにわかに大きな影響が出るということは考えていないのですが、是非、こういう変更があったときに、回収率の面からも、とりあえずそうしていただいて、もしも、そこにギャップが生じるようなことがあれば、分かりやすい説明のサポートをしていただくとか、あるいは場合によってはレイアウトや項目の見直しも、そのときには勇

気を持って検討していただきたいとお願いいたします。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。貴重な現場の声ということで、それはいろいろな意味で御意見については、できるだけ調査実施者の方にもきちんと上げて、情報共有をしていただきたいと思います。

その一方で、調査に対する期待が高まる中、失業率も含め、いろいろな指標の精緻化が求められており、これとの間で板挟みということがあります。ただ、実際に調査に答えていただける方に過度の負担があつて数字がぶれると、本末転倒ということになりますので、その辺りはしっかり注意していただきたいと思います。

今、大阪府からも御意見がありましたので。大阪府からは、ほかに何かありますか。では、東京都からもお願いいたします。

○松尾東京都総務局統計部社会統計課長 東京都も、今、大阪府がお話しいただいたとおりだと思います。今回の変更については、国際比較ができるようにということがテーマで、確かに都道府県も利用させていただいているので、より利用価値が上がるということは、我々としても評価できるのではないかと考えております。

一方、今、大阪府が言われたように平成30年1月から新調査票による調査が実施されますので、やはり精度の向上を図っていかなければいけませんから、調査員に変更の趣旨や、調査用の記入要領のようなものを深く理解していただく必要があるだろうということです。やはりできる限り分かりやすい解説というか、手引きのようなものの提供を是非していただけないかというところが大きいところです。

それから、本年10月には就業構造基本調査の実施も控えており、大体、携わっているセクションは労働力調査と同じところですが、したがって、事務手続についても、早めにスケジュール感を持って御指示いただけると、都道府県としても助かるものと考えます。

実際に、就業構造基本調査の方は市町村が実施するわけですが、我々もどうしても、説明等をしていかなければいけないものですから、是非、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○白波瀬部会長 この辺りの調査実施者との間の説明会とか、その辺りの質問の受付などについては、どういう体制になっていますか。

○小泉総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室補佐 そういう意味でいいますと、実は、先週、都道府県の皆様をお呼びしまして、次年度のスケジュールや、調査員の中には、正に途中で配布する調査票が切り替わったりする方もいらっしゃるの、そういう方々にこういう説明を行っていきますよと、そのための資料を我々は用意していきますよと、そういうことを今、案内しているわけです。

先週も行いまして、その後、5月にも都道府県の皆様をお呼びして、それから、11月ぐらいには我々の方から今度は都道府県の方にお伺いして、もうすぐ切り替えだから間違えないでくださいねというようにして、密に連携をとっていきたいと考えております。

○白波瀬部会長 分かりました。この辺りは足元のところですので、よろしくお願ひいたします。

それから、報告者にとつても、難しい質問に答えて、でも、分かりやすい調査結果が出

たとなると、自分たちが答えた結果がこれなのだと分かり、とても勇気付けられると思います。ですから、やはり分かりやすいポンチ絵の作成については、何度も申し上げますが、少し工夫していただきたいと考えています。ウェブサイト上に、字がたくさん並んでいるだけではなくて、このポンチ絵に加えて、少しカラーの資料があったりすると、とてもよろしいかと思えます。御検討、よろしくお願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

○永瀬委員 先ほど、勤続年数階級別に、雇用形態別に、契約期間を表章した結果があると良いと言ったのですが、それについては、この中の集計のところには入っているのでしょうか、入っていないのでしょうか。

○白波瀬部長 集計という形では、そこまで細かくはないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○小泉総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室補佐 前回の部会で集計事項の一覧を付けています。就業時期と雇用形態などのクロス集計については、そこまで深く作っているわけではない状態です。

○永瀬委員 私は、その集計表は、割と重要なのではないかと思います。現実の勤続期間と実際の雇用契約期間の関係は、全ての雇用形態で重要かというところと少し違うかもしれないのですが、時系列的に追っていくことで雇用の安定性や雇用改革がうまくいっているかについて見る上では、年単位程度で十分だと思うのですが、集計があると望ましいと思います。これについて調査票情報の二次利用を研究者が申請しその都度自分で集計しない限り、結果が分からないということでは、少し残念だと思います。

○白波瀬部長 前回の部会で集計に関しては議論を行いまして、意見集約をさせていただいているはずなのですが、集計についての資料については、お手元になかったでしょうか。配られてお手元にあるはずなのですが。

前回の部会審議の段階で御意見を出していただけますと、調査実施者の方もどの程度の精度でなら結果表章が可能かという議論が次に続くのですが、今の段階で、もっと詳しく、どこまでの、どういう形のクロス集計を御希望ですか。厳密に言うと、かなり細かい集計表になると思います。それを新しい集計表として出すわけですので。

○永瀬委員 単純に変数をクロス集計するのでは、余り意味のない少人数しか入らない区分が出てきて、分かりにくい表になってしまうと思います。ただ機械的にAとBとCとDを掛けることで良いものができるとは思えません。きちんと分布を見て、ある区分は集約しないと意味がないかと。ただ単純に、A B C Dを掛け合わせれば意味のあるクロス集計になるかというところと分かりにくいクロス集計が一つ増えるだけだと思います。

○白波瀬部長 もちろん永瀬委員がおっしゃっている意味は分かるのですが、どのような区分でどの程度の表章をするかが重要だと思います。調査実施者の方から、いかがですか。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 在職期間につきましては、現在、就業者といえますか、大きなくくりで雇用形態別まではなっていないというのが今のところですね。

○永井総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室補佐 集計自体は可能なのですが、今、御議論いただいたように、どのくらい細かくクロス集計していくと、良い統計表になるのかという点は、少し検討させていただく形になるかと思えます。現状では細かいところまでの集計は行われていない状況です。

○永瀬委員 余り細かくても分かりにくいだろうと想像します。ある程度まとめないと、それを利用する人はほぼいないほど細かいものになってしまうと、見ても余り意味がないという気はいたします。

○白波瀬部会長 大変重要な論点であることは理解できるのですが、集計表に追加することまでは、今回は言えないと思えます。議事録には残させていただきますが、これにつきましては、どういう集計表がより望ましいのかについて検討するというところで、今回はよろしいでしょうか。

○永瀬委員 調査実施者の方でこういう議論があったということを踏まえていただいて、この次にこのような集計を考えるときには、是非、御検討いただきたいと思えます。

○白波瀬部会長 そうですね。有効な一つの検討課題として。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 就業者の表は考えておりますので、その就業者の中をどこまで区分できるのかについては、少しこちらの方で検討したいと思えます。

○永瀬委員 変に細かくても分かりにくいだけの表になってしまいますので。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。では、それ以外に何かありますでしょうか。よろしいですか。

○川口専門委員 別紙2で付けていただいている「労働力調査の結果を見る際のポイント」では、テーマを決めて集計し、分析していただいています。今の永瀬委員の御指摘は非常に大事だと思うので、このようなところでテーマとして取り上げていただくというような対応の仕方も、ひょっとしたらあるのかなと思いました。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、この件について御了承いただいたと思えます。

ペンディングとしている保留のところなのですが、質問項目の変更に伴う現場とのやり取りについては、引き続き密に連携を取っていただくといったことについて、少し追加させていただきたいと思えます。文案につきましては、こちらの方で引き取らせていただきまして御一任願えますと大変有り難いと思えます。「(3)」を設けるのではなくて、少しどういう形にするのか検討させてください。

よろしいでしょうか。

以上で答申案につきましては、一通り審議をさせていただきました。「1 本調査計画の変更」から「3 今後の課題」まで、答申案全体につきましては、これでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、本答申案につきまして当部会で了承されたものいたします。

以上で答申案についての審議を終わります。御了承いただきました答申案につきまして

は、来月 3 月 21 日に開催予定の統計委員会に提出し、本日の部会の議事概要と併せまして、私から報告することといたします。

なお、本日の部会の議事概要につきまして後日、事務局から電子メールにて御照会させていただきますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

本部会における労働力調査の変更に係る審議は、本日をもって終了となります。これまで計 2 回にわたりまして皆様に御審議いただいた結果、本日、答申案を取りまとめることができました。委員、専門委員を始めまして、審議に御参加いただきました皆様に私から改めて厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、部会審議は、これで終了いたします。ありがとうございました。